事業用資産についての納税猶予の 贈与税／相続税 の再計算免除申請書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の６の８第１項／第70条の６の10第１項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 贈与税／相続税 について、

次のとおり同条 第18項／第19項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者／被相続人	住所		氏名	

１　この申請に係る事由の別

該当する事由の「□」にレ点を付してください。

□	①	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の７の８第36項第１号（同令第40条の７の10第32項において準用する場合を含みます。以下同じです。）で定める評定が行われたこと
□	②	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の７の８第34項（同令第40条の７の10第30項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合において、その有する資産につき同項第１号イに規定する事項に従って行う同項第２号の資産評定が行われたこと

２　１の事情が生じた年月日（認可決定日）

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

３　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

４　再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

①	認可決定日の直前における猶予中贈与税・相続税額	円
②	特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額	円
③	②の価額に基づき計算した再計算猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円
④	特別関係者が受けた必要経費不算入対価等の合計額 (注2)	円
⑤	免除を受けようとする再計算免除贈与税・相続税額（①－（③＋④）））	円

※　この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	（確　認）	入　力	確　認	納税猶予整理番号
	年　月　日				

（資12⑥－37－Ａ４統一）（令6.6）

（裏）

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、特例事業受贈者・相続人等について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その特例事業受贈者・相続人等の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「１　この申請に係る事由の別」の①又は②に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から２か月以内（その認可決定日から２か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）に、この申請書に次の１又は２の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

（注）　特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の再計算免除申請書」を使用してください。

【添付書類】

１　民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①に該当する場合）

⑴　特例事業受贈者・相続人等に係る再生計画（租税特別措置法第 70 条の６の８第 16 項第１号又は第 70 条の６の 10 第 17 項第１号に規定するものに限ります。以下同じです。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類

⑵　特例事業受贈者・相続人等の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 36 項第１号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

⑶　「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」

２　租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 34 項に定める法人税法施行令第 24 条の２第１項に規定する事実が生じた場合（申請事由の②に該当する場合）

⑴　特例事業受贈者・相続人等に係る租税特別措置法第 70 条の６の８第 16 項第１号又は第 70 条の６の 10 第 17 項第１号に規定する債務処理計画（以下「債務処理計画」といいます。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

⑵　⑴の債務処理計画に係る債務者である特例事業受贈者・相続人等及び債権者以外の者で、当該債務処理計画について利害関係を有しないもののうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者として租税特別措置法第 23 条の８の８第 29 項第２号ロに定める者が作成した書類で⑴の債務処理計画が租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 34 項に規定するものである旨を証するもの

⑶　「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」

（注１）「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額を、租税特別措置法第 70 条の６の８第１項又は同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続の時における贈与税又は相続税の額とみなして再計算をした金額をいいます。

（注２）「必要経費不算入対価等」とは、認可決定日以前５年以内において特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第 70 条の６の８第２項第４号ハに規定する特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

また、「必要経費不算入対価等の合計額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「必要経費不算入対価等の合計額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。